

今月の税務トピックス

(特例経営承継相続人等の範囲の拡充)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予及び免除の特例制度（以下単に「本特例制度」といいます。）における「特例経営承継相続人等」とは、特例認定承継会社の特例承継計画に記載されたその特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせてその特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限ります。）であって、その同族関係者のうち、その特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（その特例承継計画に記載されたその後継者が2名又は3名以上の場合には、その議決権数において、それぞれ上位2名又は3名の者）とされています。

令和3年度税制改正では、高齢化する経営者の事業承継問題に対処するため、特例経営承継相続人等の範囲が拡充されました。

本稿では、改正の内容とその実務上の留意点について解説します。

I 改正の内容

特例経営承継相続人等について、次に掲げる要件に該当する場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本特例制度の適用を受けることができることとされました（措規23の12の3①⑪）。

① 被相続人が70歳未満（改正前：60歳未満）で死亡した場合

(注) 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予及び免除の一般制度についても同様とされます（措規23の10①⑧）。

② 後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

II 適用関係

上記Iの改正は、令和3年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用されます（令和3年改正措規附則16③）。

III 特例承継計画書の定義

「特例承継計画書」とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その特例認定承継会社の後継者及び承継時までの経営見通し等が記載されたものとされます（円滑化規16①）。

なお、特例承継計画の作成に当たっては、「特例承継計画の確認申請書（様式第21）」を

利用し、認定経営革新等支援機関による指導・助言を受けた内容等の一定の事項の記載が必要とされます。

IV 特例承継計画書の確認

特例承継計画は、平成30年4月1日から令和5年3月31日まで都道府県に提出することができます。なお、この期間中であれば、株式等の相続後に特例承継計画を作成し、提出することも可能とされています。

その後、都道府県がその確認をしたときは「施行規則第17条5項の規定による確認書（様式第22）」又はその確認をしない旨の決定をしたときは「施行規則第17条5項の規定による確認をしない旨の通知書（様式第23）」が申請者に通知されます（円滑化規17⑤）。

V 本特例制度の適用を受ける場合

本特例制度の適用を受ける場合には、相続開始の日から5ヶ月を経過する日（第一種特例相続認定申請基準日）から相続開始の日から8ヶ月を経過する日までの間に、都道府県に「認定申請書（様式第8の3）」を提出し、「認定書（様式第9）」の交付を受ける必要があります（円滑化法12①、円滑化規6①十二）。

そして、相続の開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に、相続税の申告書にその交付を受けた認定書と一定の必要書類を添付して、被相続人の所轄税務署へ提出することとされます。

この場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供が必要とされます（措法70の7の6①②③④）。

おわりに

特例承継計画書の確認書を取得した後でも、特定後継者に係る特定代表者の相続が開始するまでに計画の内容に変更があった場合には、「変更確認申請書（様式第24）」を都道府県に提出し、確認を受けることも可能とされています（円滑化規18①②③）。また、確認書を取得した後でも、本特例制度の適用を受けなくても罰則規定はありません。

令和3年度税制改正により、70歳を超える大株主である経営者においては、令和5年3月31日までに「施行規則第17条5項の規定による確認書（様式第22）」を取得しておいた方が良いでしょう。

※「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。